

水量の認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市水道事業給水条例施行規程（昭和35年豊中市企業管理規程第9号）第28条の4に規定する水量の認定（以下「認定」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(メーター故障等の場合の認定)

第2条 メーターの故障等が確認された場合は、前年同月若しくは前3カ月（隔月分は前6カ月）又は前月（隔月分は前2カ月）の使用実績（以下「過去の使用実績」という。）に基づき推定して認定する。

2 前項の場合において、過去の使用実績がないとき又は使用状況が著しく異なっているときは、新メーター取付後10日以上経過後の使用実績を基礎として日割計算により認定する。この場合、1立方メートル未満の端数は、切り捨てる。

(不在等の場合の認定)

第3条 不在、障害物その他の理由によりメーターによる水量の計量ができない場合は、過去の使用実績から推定して認定する。

2 前項に規定する認定で過去の使用実績がないときは、メーターによる水量の計量が可能になるまでの間、1カ月につき使用水量を10立方メートル以下として認定することができる。

(非常災害等の場合の認定)

第4条 火災、風水害その他非常災害のためメーターの故障等が確認された場合は、過去の使用実績により認定する。ただし、過去の使用実績がないときは、第2条第2項の規定にかかわらず、使用した水量を実情に応じて豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）がその都度定める。

(認定に伴う精算)

第5条 第3条の規定により認定した場合は、次回の計量水量を基礎として、次の各号に定めるところにより精算する。

- (1) 精算水量が、前年同月又は前3カ月平均（隔月分は前6カ月平均）の水量と比較して20%の増減の範囲（以下「増減範囲」という。）内である場合は、当月分の使用した水量とみなす。
- (2) 精算水量が増減範囲を超える場合で、特別の理由が存在しないときは、前3カ月分（隔月分は前6カ月）の範囲内において、各月均等に使用したものとみなして精算する。この場合における余水量は、最初の認定月から順次加算するものとする。

(認定の変更)

第6条 第2条、第3条又は第4条（ただし書に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、管理者が特別の理由があると認めるときは、認定を変更することができる。

（実施の細目）

第7条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 内規「使用水量の認定について」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年10月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年5月26日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。